

近畿経済産業局 同時発表

平成 25 年 11 月 29 日

有限会社グローバルトラストに対して 消費生活用製品安全法第 32 条に基づく危害防止命令を行いました

経済産業省は、有限会社グローバルトラスト(兵庫県三田市)が韓国から輸入・販売した石油ストーブ アルパカ(Alpaca TSG-1(S))に係る消費生活用製品安全法の技術基準違反(本体転倒又は地震時に消火しないこと)について、平成 25 年 11 月 28 日付けで同社に対して同法第 32 条の規定に基づく危害防止命令を発動し、対象製品について回収等の必要な措置を講じるよう命じました。

1. 背景

有限会社グローバルトラスト(兵庫県三田市)が平成 23 年 11 月に韓国から輸入した石油ストーブ アルパカ(Alpaca TSG-1(S)) (以下「対象製品」という。)について、経済産業省が実施した適合性試験の結果、消費生活用製品安全法(以下「法」という)に規定する技術基準に適合していないことが確認され、同社の技術基準適合義務違反が判明したため、対象製品の使用の方々に対し、直ちに使用を中止していただくよう平成 25 年 10 月 18 日付けで注意喚起を行ったところです。

対象製品については、現時点で事故の報告はないものの、不適合の事象(本体転倒又は地震時に消火しないこと)が火災等につながるおそれがあると認められ、また、法に基づく報告徴収に対する同社からの報告はなく、現時点で対象製品の回収台数は不明であることから、一般消費者の生命又は身体に危害が発生するおそれがあると判断しました。

このため、経済産業省は、危害の発生を防止するため、同社に対して、法第 32 条の規定に基づく危害防止命令を平成 25 年 11 月 28 日に発動し、対象製品の回収、消費者への注意喚起等の必要な措置を講じるよう命じました。

2. 危害防止命令(消費生活用製品安全法第 32 条)の概要

有限会社グローバルトラストが、輸入・販売した石油ストーブ アルパカ(Alpaca TSG-1(S))について、次の措置を行うこと。

(1)未回収製品の回収

対象製品のうち未回収のものについて、回収を早急に行い、事故防止を図ること。

(2)消費者への注意喚起

新聞、インターネット、ダイレクトメール等の周知手段を活用して、対象製品の回収について消費者へ注意喚起を行うこと。

(3)措置状況の報告

今後 1 年間、対象製品の回収状況を含む上記(1)及び(2)の実施状況について、毎月、報告すること。なお、第 1 回目の報告は、平成 25 年 12 月 27 日までに行うこと。

3. 対象製品について

(1)製品名、型番、販売期間

製品名	型番	販売期間
石油ストーブ	Alpaca TSG-1(S)	平成 23 年 12 月～ 平成 25 年 3 月

(2)対象製品の外観



(3)対象製品の表示の内容



(4)輸入事業者の概要

- ①会社名: 有限会社グローバルトラスト
- ②本 社: 兵庫県三田市
- ③代表者: 代表取締役社長 大森 泰則

④設 立:平成 10 年 2 月、資本金:400 万円

⑤事業開始日(石油ストーブ):平成 23 年 11 月 1 日

4. 販売事業者への対応

ホームセンター「コーナン」を運営するコーナン商事(株)は、平成 23 年 12 月から対象製品を全国の自社店舗で約 2,300 台販売し、平成 25 年 4 月 8 日から対象製品の自主回収を行っていますが、平成 25 年 11 月 28 日に、同社に対して経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から文書を発出して、一層の製品回収の協力について改めて要請いたしました。

コーナン商事(株)から対象製品を購入された方は、速やかに下記までご連絡ください。

【コーナン商事(株)の連絡先】

お客様サービス室 フリーダイヤル 0120-04-1910(固定電話専用)

受付時間(土日祝は除く) 午前 9 時～午後 6 時

なお、コーナン商事(株)以外の販売店から対象製品を購入された方は、最寄りの経済産業局製品安全室(別紙参照)まで、購入された販売店名をお知らせください。

○消費生活用製品安全法(昭和 48 年法律第 31 号)

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ 製品安全課長 岡部

担当者:守田、吉田

電 話:03-3501-1511 (内線 4301)

03-3501-4707 (直通)

(別紙)

【本件に関する御連絡先】

名 称	電話番号
北海道経済産業局製品安全室	011-709-1792
東北経済産業局製品安全室	022-221-4918
関東経済産業局製品安全室	048-600-0409
中部経済産業局製品安全室	052-951-0576
近畿経済産業局製品安全室	06-6966-6098
中国経済産業局製品安全室	082-224-5671
四国経済産業局製品安全室	087-811-8526
九州経済産業局製品安全室	092-482-5523
沖縄総合事務局経済産業部消費経済室	098-866-1741

経済産業省

20131122商第2号
平成25年11月28日

有限会社グローバルトラスト
代表取締役社長 大森 泰則 殿

経済産業大臣 茂木 敏充

消費生活用製品安全法第32条に基づく危害防止命令について

1. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を採るべきことを命ずる。
2. この命令について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申し立てをすることができる。
3. 訴訟により、この命令の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、命令の取消しの訴えを提起することができる。

記

1. 採るべき措置の内容

有限会社グローバルトラスト（以下「会社」という。）が、これまで輸入した石油ストーブ（Alpaca TSG-1（S））（以下「対象製品」という。）について、次の措置を行うこと。

（1）未回収製品の回収

対象製品のうち未回収のものについて、回収を早急に行い、事故防止を図ること。

(2) 消費者への注意喚起

新聞、インターネット、ダイレクトメール等の周知手段を活用して、対象製品の回収について消費者へ注意喚起を行うこと。

(3) 措置状況の報告

今後1年間、対象製品の回収状況を含む上記(1)及び(2)の実施状況について、毎月、報告すること。

なお、第1回目の報告は、平成25年12月27日までにを行うこと。

2. 危害防止命令を発動する理由

(1) 経済産業省では、会社が平成23年11月に輸入・販売した対象製品について、平成25年9月に実施した適合性試験の結果から、以下のとおり法第11条第1項に規定する技術上の基準に適合していないことを確認した。

○「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」

別表第1「特定製品の区分9. 石油ストーブ」の「技術上の基準6（転倒消火試験）」及び「技術上の基準9（振動試験）」に不適合

(2) 対象製品については、不適合の事象（本体転倒又は地震時に消火しない）が、火災等につながるおそれがあると認められる。

(3) また、平成25年3月7日、同年4月5日及び同年10月4日に行った法第40条第1項に基づく報告徴収に対する会社からの報告はなく、現時点で、対象製品の回収台数は不明である。そのため、一般消費者の生命又は身体に危害が発生するおそれがあると考えられる。

(4) 以上により、法第32条の規定に基づき危害防止命令を発動するものである。